

1,2-ジクロロプロパン取扱い業務の健康管理手帳交付要件の見直しに係る検討について（案）

1. 健康管理手帳制度の概要

労働安全衛生法第 67 条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第 23 条各号に掲げる、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則第 53 条第 1 項に規定する一定の要件を満たす者については、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し健康診断を実施している。

現在、健康管理手帳の交付対象業務は 13 業務、平成 25 年末における累積手帳交付数の合計は、約 6 万 6 千件である。

2. 健康管理手帳交付要件の基本的考え方

個々の交付対象業務に係る交付要件（労働安全衛生規則第 53 条）としては、特定の所見（胸膜肥厚等）、業務従事経験年数等を定めており、これらの決定にあたっては症例データ等のほか、類似の業務、同様の疾病を引き起こす業務の交付要件を参考に定めている。

3. 1,2-ジクロロプロパン取扱い業務の健康管理手帳の交付要件の見直しについて

（1）現状

平成 25 年 10 月 1 日施行の改正特定化学物質障害予防規則等により、1,2-ジクロロプロパンについて、ばく露防止対策の実施等を義務づけるとともに、1,2-ジクロロプロパン（重量の 1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を取り扱う業務（厚生労働省令で定める場所※における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る）を健康管理手帳の交付対象としたところである。

また、交付要件には、検討時点での労災認定事例いずれも、3 年以上の従事期間があることから、当該業務に3 年以上従事した経験を有することを交付要件としたところである。

※屋内作業場やタンク、船倉、坑の内部など通風の悪い場所

（2）交付要件の見直し（案）

平成 26 年 11 月までに 1,2-ジクロロプロパンを原因物質として労災認定がなされた 30 件について、平均ばく露期間は 8 年 4 ヶ月であるが、最小ばく露期間は 2 年以上 3 年未満であること等を踏まえ「当該業務に 2 年以上従事した経験を有すること。」と見直すことが適当ではないか。

(参考) 1, 2-ジクロロプロパンを原因物質とする業務起因性が認められた事案のばく露期間【30 症例】

1, 2-ジクロロプロパンばく露期間	件数
1 年未満	0
1 年以上 2 年未満	0
2 年以上 3 年未満	1
3 年以上 4 年未満	2
4 年以上 5 年未満	2
5 年以上 6 年未満	5
6 年以上 7 年未満	4
7 年以上 8 年未満	2
8 年以上 9 年未満	2
9 年以上 10 年未満	2
10 年以上 11 年未満	3
11 年以上 12 年未満	0
12 年以上 13 年未満	2
13 年以上 14 年未満	3
14 年以上 15 年未満	0
15 年以上 16 年未満	0
16 年以上 17 年未満	2